

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	令和6年能登半島地震被災箇所復旧支援等（その1）
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 鳥取河川国道事務所長 貴田 勝太郎 （鳥取県鳥取市田園町4丁目400番地）
契約締結日	令和6年2月28日
契約の相手方の氏名及び住所	株式会社原田建設 （鳥取県鳥取市数津62番地2）
契約金額	金2,288,000円 ※消費税及び地方消費税相当額を含む。
予定価格	金2,288,000円 ※消費税及び地方消費税相当額を含む。
随意契約によることとした理由	別紙「随意契約理由書」のとおり
備考	

随意契約理由書

契約業者名 : 株式会社 原田建設

役 務 名 : 令和6年能登半島地震被災箇所復旧支援等(その1)

理 由 : 本件は、災害応急対策活動等(災害対策用機械等の運送及び運転操作業務)に関する基本協定に基づき鳥取河川国道事務所が保有する災害対策機械(照明車)を令和6年能登半島地震被災箇所へ派遣し、災害応急対策活動を行うものである。

災害対策用機械出動体制及び急な要請に対しての事前確認の結果から、上記業者は「災害応急対策活動等(災害対策用機械等の運送及び運転操作業務)に関する基本協定」により災害対策用機械の輸送及び操作に関する協定を締結しており、災害時における照明車の取扱い及び運用について熟知している。また、緊急的な派遣要請に対して人数確保が可能な唯一の業者であることから、上記業者と契約を行う。

よって、会計法第29条の3第4項及び、予算決算及び会計令第102条の4第3号により、随意契約を行うものである。